

佐賀県告示二百八十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その区間を表示した図面は、平成二十一年七月三十一日から平成二十一年八月三十一日まで佐賀県交通政策部道路課及び佐賀土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十一年七月三十一日

佐賀県知事 古川 康

| 路線名 | 供用開始の区間 | 供用開始の期日 |
|---------------|--|----------|
| 一般国道 三三三三号 | 佐賀市富士町大字古湯字勝打六七番一 地先から 佐賀市富士町大字古湯字姥ヶ谷六一八 番一地先まで | 平成二一・八・一 |